

都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）について

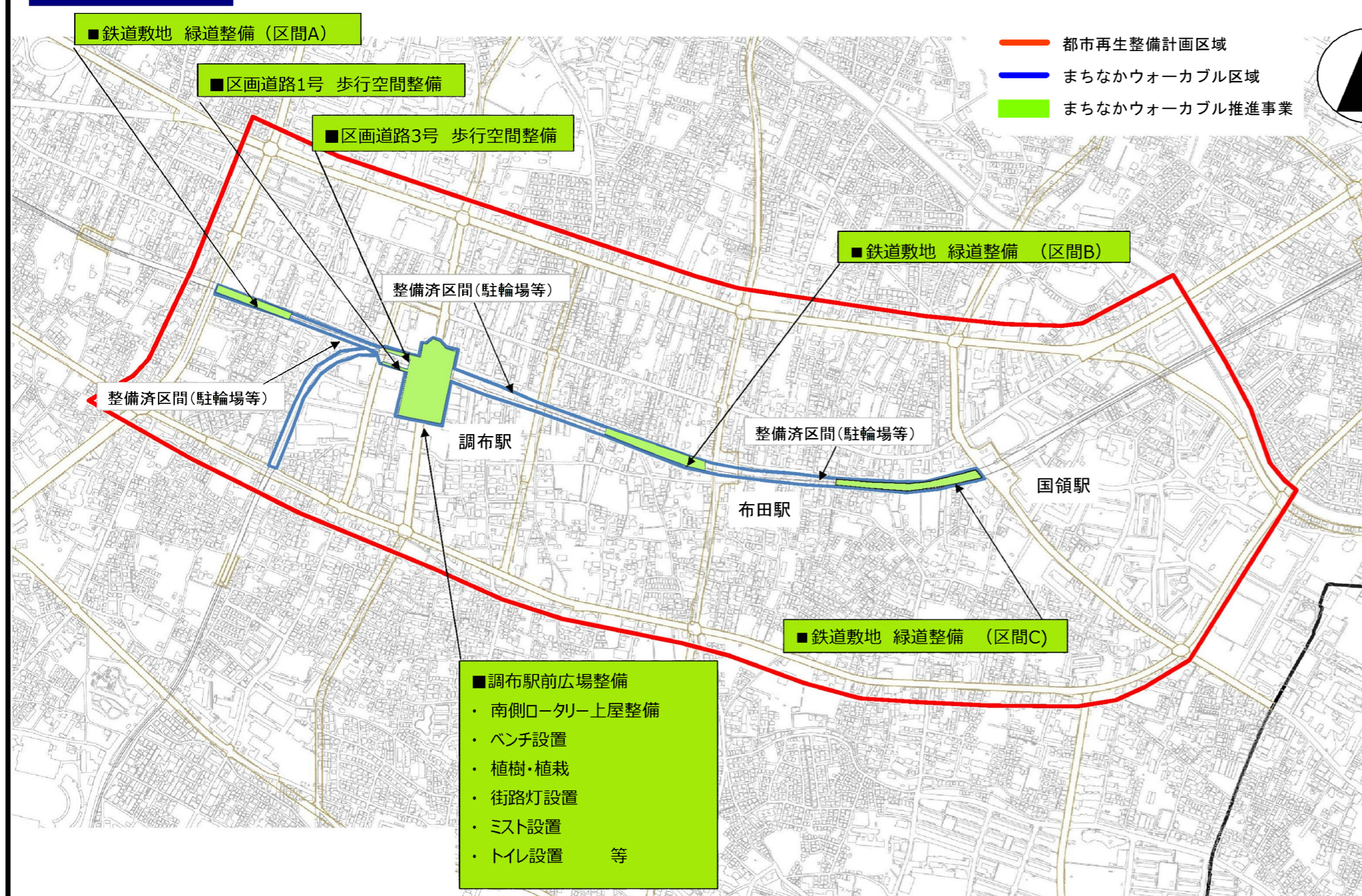
概要等 概要： ①市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業

②都市再生整備計画区域内において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域を「まちなかウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）」とすることができる。

交付率： 40%（まちなかウォーカブル推進事業については50%）

交付期間： 概ね3年～5年

設定区域（案）



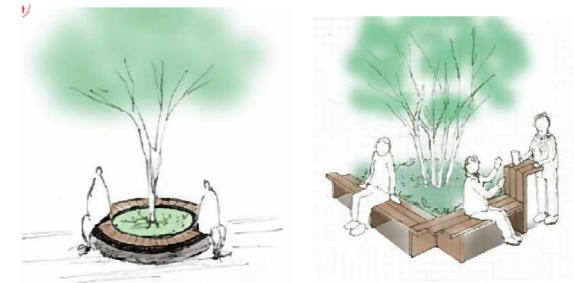
主な対象事業（案）

- ・ 南側ロータリー上屋整備



参考：北側ロータリー上屋

- ・ ベンチ設置, 植樹・植栽



整備イメージ

- ・ 鉄道敷地（緑道整備）



整備イメージ

- ・ その他
街路灯設置, ミスト設置
トイレ設置 等